35	削除
［36～38　略］	
39	削除
40	削除
［41・42　略］	
43	削除
［44・45　略］	
46	削除
［47～84　略］	

［２～４　略］

35	(1)　茨城県稲敷郡阿見町大字若栗字三日尻1784―28　(69.40) (2)　茨城県稲敷郡美浦村木原2350　(71.20)	北緯36度01分01秒東経140度12分26秒の地点と北緯36度01分03秒東経140度13分37秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯36度01分03秒東経140度13分41秒の地点と北緯36度01分12秒東経140度17分59秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［36～38　同左］		
39	(1)　栃木県大田原市山の手１―７―30　(258.90) (2)　栃木県さくら市穂積字井戸久保1443―１　(255.00)	北緯36度52分10秒東経140度01分35秒の地点と北緯36度51分18秒東経140度01分51秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯36度51分10秒東経140度01分53秒の地点と北緯36度46分45秒東経140度03分15秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯36度46分39秒東経140度03分17秒の地点と北緯36度46分17秒東経140度03分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
40	(1)　栃木県大田原市山の手１―７―30　(256.70) (2)　栃木県大田原市実取字林岸783―45　(247.30)	北緯36度52分09秒東経140度01分34秒の地点と北緯36度50分41秒東経140度00分02秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯36度50分36秒東経139度59分57秒の地点と北緯36度50分12秒東経139度59分32秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［41・42　同左］		
43	(1)　栃木県那須塩原市中央町６―16　(355.30) (2)　栃木県那須郡那須町大字稲沢字仲ノ沢1016―５　(304.00)	北緯36度58分23秒東経140度03分17秒の地点と北緯36度56分49秒東経140度07分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯36度56分47秒東経140度07分33秒の地点と北緯36度56分42秒東経140度07分47秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［44・45　同左］		
46	(1)　東京都北区西が丘３―６―６　(113.80) (2)　東京都北区田端新町３―63　(48.90)	北緯35度45分56秒東経139度42分42秒の地点と北緯35度44分33秒東経139度45分46秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［47～84　同左］		

［２～４　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。